

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2015年1月-2月

## ニュージーランド原産の固体乳、濃縮非固体乳、クリームに対する輸入関税の調整

税関総署は、2015年1月5日に第1号通達を公布し、本年1月7日から、ニュージーランド原産の固体乳、濃縮非固体乳、クリームに対して、最恵国待遇税率により輸入関税を徴収する。荷揚げ前農産物に対する適用税率およびその他関連事項は、税関総署2008年第91号通達の規定に従い処理する。上記業務を取り扱う企業はその動向に注目すべきである。

## 輸入段階で課される精製油の消費税引き上げ

税関総署2015年1月12日公布の第2号通達に従い、輸入段階で課される精製油の消費税が引き上げられる。ガソリン、ナフサ、溶剤油、潤滑油、ディーゼルオイル、航空灯油、燃料油が対象となるが、このうち航空灯油は引き続き徴税を暫定的に見合わせる。また、各企業は輸入段階で課される精製油の消費税改正による輸入商品への影響を見極め、速やかに対応策を講ずるべきである。

## ニュージーランド原産の一部の未濃縮乳、クリーム、バター、チーズ、その他油脂類の輸入に対する輸入関税の調整

税関総署は、2015年1月29日に第3号通達を公布し、本年1月30日から、ニュージーランド原産の未濃縮乳、クリーム、バター、チーズ、その他一部油脂類の輸入制限品目に課せられる輸入関税は、最恵国待遇税率の再適用を受けることになる。荷揚げ前農産物の適用税率およびその他関連事項は、税関総署2008年第91号通達の規定に従い処理する。上記業務を取り扱う企業はその動向に注意を払うべきである。

## 輸入段階で課される電池、塗料の消費税徴収

税関総署は、2015年1月30日付けで第4号通達を公布し、2015年2月1日から電池(鉛蓄電池を除く)と塗料に対して、輸入段階で課される消費税を適用する。なお、同通達では輸入段階で消費税の免除が適用される電池と塗料の品目についても列挙している。また、2016年1月1日以降から、鉛蓄電池に対しても輸入段階で課される消費税を適用する。企業は、これら規定に基づき、輸入製品の消費税改正を理解した上で、タイムリーな対応策を講じるべきである。

## 中韓自由貿易協定(FTA)交渉の終了

中韓両国は、2015年2月25日付けで中韓自由貿易協定(以下、「中韓FTA」)全文書の仮調印が完成し、協定内容を確認した。これで、中韓自由貿易区交渉はようやく終了した。

中韓自由貿易区交渉は2012年5月に始動し、2014年11月に北京で中韓両国の国家元首はともに実質性交渉の終了を宣言した。中韓FTAは今日に至っても中国にとって国家間貿易額が最大、かつ最も広範囲の二国間FTAとなる。また、中韓FTA発効後、韓国の化粧品とアパレルを含む両国製品の90%以上は調整期間を経たのちにゼロ関税の対象品目となる。同協定は、韓国製品の税負担

軽減または解消となるだけでなく、中国観光客が海外で買い漁る嗜好品消費を、中国国内に取り込むことにもなり、国内消費の促進に寄与するものである。

## 企業信用管理に対する税関総署稽査司長の見解

現在、税関総署は認定基準の内部ガイドラインを作成中である。今後、このガイドラインに準拠し、社内事務管理の改善をすべく企業へ指導を行なう。

中国とEU間の税関提携の一環として、双方は2015年度末前にAEO相互承認制度を正式に実施する予定である。EUと中国の双方が相互承認したAEO事業者は、相手国側の税関で、通関の優遇措置の適用を受けることになる。優遇措置には検査率の軽減、貿易書類審査手続の簡素化、特定の場合に限り適用される優先通関などがある。

通関上の不備に関して、税関総署は2014年11月に「通関上の不備に関する通達」(2014年第80号税関総署通達)の制定・公布により、2015年1月1日から施行される。税関は同通達添付書類「通関上の不備一覧表」に基づき、通関業者(通関代行企業と輸出入貨物の荷送人・荷受人を含む)の通関上の不備を記録する。通関業者は税関の企業輸出入信用管理システムの税関・企業提携プラットフォーム(ウェブサイト: <http://jcf.chinaport.gov.cn/jcf>)で自社の通関申告の不備の記録を検索することができる。

## 2015年、税関は区域通関一体化改革を促進

2014年度末までに、中国税関の区域通関一体化システムが受信した税関申告書は約1,800万件あった。現在、区域通関一体化による通関申告の件数は、同期間の全国通関申告総件数の80%以上を占めている。2014年第4四半期の一体化による輸入通関と輸出通関の平均所要時間は、従来の税関処理の平均所要時間よりそれぞれ9.18時間、0.31時間ずつ短縮された。今年、区域通関一体化改革は、全国の税関にまで拡大し展開され、税関内部の協力、相互承認共有制度などの具体改善策を通じて、税関を跨ぐ通関の効率化、よりスムーズな物流を目指す。

## 国際貿易「単一窓口」は年内に沿海部の各海運港湾に伸張

国際貿易における窓口の一本化は、2014年6月より上海洋山保税港区で試行を開始した。同改革は、企業の複数申告を可能な限り簡素化させ、貿易の利便性の向上、通関の効率化を実現するものである。現在、上海を含む10の沿海省市および深圳を含む5計画対象都市で、方案の検証と稼働に向けての準備が行われている。このうち、上海、天津、広東、山東では、方案の実証が済み、稼働段階に入るところである。

## 税関統一クロスボーダー電子商取引向け輸出通関管理システムの普及推進

2014年度末までに、クロスボーダー電子商取引の試行は30億人民元の大台を突破した。輸出面では上海、重慶、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、北京、蘇州、青島、金華、東莞、西安、南京、葫蘆島、銀川などの16都市で業務が扱われ、その輸出額は約20億4,000万人民元だった。また、輸入面では上海、重慶、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳で業務が展開され、その輸出額は約10億1,000万人民元となった。税関総署は各地域でのシステム構築の重複を回避すべく、2014年に全国で利用可能な統一版クロスボーダー電子商取引向け輸出通関管理システムを開発した。現時点では、広州、南京、瀋陽、西安、銀川などの税関が統一版システムの稼働準備作業を完了している。さらに、大連、拱北、アモイ、合肥、長沙、ハルピンの税関は統一版システムの稼働準備中である。

## 地方税関政策の新展開

上海税関は、2015年1月に上海市商務委員会など複数の関係機関と共同で通達を公布し、上海自由貿易試験区で自動車の並行輸入パイロットプログラムを正式に開始した。同通達は自動車の並行輸入試行業務を申請する企業の資格要件を明確化した。該当の自動車ディーラーは商務部の許可を受け、外国自動車の輸入と営業活動が可能となる。さらにまた、該当の自動車ディーラーは並行輸入による利便性や優遇を享受できるようになる。

上海税関は2015年2月に第1号通達を公布した。これにより、上海税関の承認を経て登録された税関監督管理貨物の輸送を請け負う運輸業者と車両を対象に、2014年度の審査を2015年2月6日から2015年5月31日までの期間に実施する。企業は規定の期間内に手続を完了し、関係書類を提出しなければならない。

天津税関価格情報処は2015年1月、2014年度の輸入自動車価格に対する調査分析実施に関する通達を公布した。調査内容は、輸入車種の売上高総利益率、為替レートの選定および納税状況、リコール実績、さらには移転価格にまで及んでいる。調査対象企業は要求に応じて、2015年4月1日までに関連資料を提出しなければならない。そのため、企業は、輸入価格に対する特段の注意が必要である。

天津税関は2015年1月に第1号と第2号の通達を公布した。水上輸送による輸出貨物に対する監督管理を強化するため、新たに海運輸入に対して積荷明細書に通過情報の記載を追加し、水上輸送による輸出入貨物の通過情報の照合確認規定を見直すほか、水

上輸送で輸出(届出で出国を含む)された非コンテナ貨物に対して、新たな積荷明細書システムによる管理を行う。企業は新たな適用方式に基づいて、申告手続きや検査方法などの諸項目に留意しなければならない。

広州税関は、2015年1月に通達を公布し、旅客が携帯する輸出入貨物、旅客のために貨物を携帯する業務に従事する生産型企業、旅客の携帯する貨物の輸送を請け負う運輸業者などの監督管理のモデル、申告、検査審査の手続きを明確にした。企業は同通達が要求する諸事項に留意する必要がある。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山  
Partner パートナー  
Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7610

Helen Han 韓滢  
Director ディレクター  
Email: [h.han@kpmg.com](mailto:h.han@kpmg.com)  
Tel: +86 (10) 8508 7627

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄  
Partner パートナー  
Email: [anthony.chau@kpmg.com](mailto:anthony.chau@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3206

Dong Cheng 董誠  
Director ディレクター  
Email: [cheng.dong@kpmg.com](mailto:cheng.dong@kpmg.com)  
Tel: +86 (21) 2212 3410

### Southern China 華南地域

Lilly Li 李一源  
Partner パートナー  
Email: [lilly.li@kpmg.com](mailto:lilly.li@kpmg.com)  
Tel: +86 (20) 3813 8609

Philip Xia 廈穎  
Senior Manager シニアマネージャー  
Email: [philip.xia@kpmg.com](mailto:philip.xia@kpmg.com)  
Tel: +86 (20) 3813 8674

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.